

公立大学法人下関市立大学固定資産使用料の減免 及び還付に関する規程

平成 19 年 5 月 17 日

規 程 第 9 3 号

改正 平成 22 年 1 月 15 日規程第 1 号
平成 22 年 12 月 16 日規程第 29 号
平成 29 年 1 月 20 日規程第 3 号
平成 31 年 3 月 28 日規程第 11 号
令和 2 年 5 月 29 日規程第 46 号
令和 4 年 11 月 4 日規程第 25 号
令和 6 年 11 月 27 日規程第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学使用料及び手数料徴収規程（平成 19 年規程第 5 4 号。以下「使用料等徴収規程」という。）第 2 条に規定する固定資産等の使用料の減免及び還付について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の還付)

第 2 条 使用料等徴収規程第 2 条第 2 項の規定により既納の使用料を還付することができる場合及び還付の額は、次のとおりとする。

- (1) 公立大学法人下関市立大学固定資産貸付規程（平成 19 年規程第 4 7 号。以下「貸付規程」という。）第 9 条第 1 項第 1 号に該当し、使用物件の貸付許可を取り消されたとき 既納使用料の 100%
- (2) 貸付規程第 9 条第 1 項第 2 号に該当し、使用物件の貸付許可を取り消されたとき 既納使用料の 100%

(使用料の還付手続き)

第 3 条 使用者は、使用料の還付を受けようとするときは、公立大学法人下関市立大学固定資産使用料等還付申請書（様式第 1 号。以下「還付申請書」という。）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、還付申請書が提出されたときは、当該申請を審査し、前条の規定に該当すると認めるときは、使用料の還付を決定し、公立大学法人下関市立大学固定資産使用料等還付通知書（様式第 2 号）を交付するものとする。

(使用料の減免)

第 4 条 使用料等徴収規程第 2 条第 3 項の規定により使用料を減免することができる場合及び減免の額は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体（下関市を除く。）その他公共団体又は下関市内の公共的な団体が公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき 使用料（照明設備及び冷暖房設備の使用料を除く。以下この条において同じ。）の 50%
- (2) 下関市がその事務又は事業の用に供するとき 使用料の 100%

- (3) 学生等の福利厚生のため設置された団体が、その事務所若しくは事業所又は事業の用に供するとき（貸付規程第3条第1項第6号ウに該当するときを除く。）
使用料の100%
- (4) 本学の後援会又は同窓会が使用するとき 使用料の100%
- (5) 本学に在籍する学生が所属する外部の学生団体の競技会、発表会等の会場として使用するとき 使用料の100%
- (6) 公立大学法人下関市立大学の役員又は教職員が所属する学会、研究会、研修会等で使用するとき 使用料の100%
- (7) 本学周辺地域（山の田中学校の通学地域をいう。）の住民で構成される団体が行う社会教育、スポーツ等の振興を目的とする行事の会場として使用するとき 使用料の100%
- (8) 災害その他特別の事情により必要があると認めるとき 使用料の100%
- (9) その他理事長が特に必要があると認めるとき 使用料の100%以内
（使用料の減免手続）

第5条 使用者は、使用料の減免を受けようとするときは、公立大学法人下関市立大学固定資産使用料等減免申請書（様式第3号。以下「減免申請書」という。）を使用開始予定日の14日前までに理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、減免申請書が提出されたときは、当該申請を審査し、前条の規定に該当すると認めるときは、使用料の減免を決定し、公立大学法人下関市立大学固定資産使用料等減免通知書（様式第4号）を、交付するものとする。

（雑則）

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年5月17日から施行する。

附 則（平成22年1月15日規程第1号）

この規程は、平成22年1月15日から施行する。

附 則（平成22年12月16日規程第29号）

この規程は、平成22年12月16日から施行する。

附 則（平成29年1月20日規程第3号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規程第11号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月29日規程第46号）

この規程は、令和2年5月29日から施行する。

附 則（令和 4 年 11 月 4 日規程第 25 号）

この規程は、令和 4 年 1 1 月 4 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 27 日規程第 30 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

公立大学法人下関市立大学固定資産使用料等還付申請書

年 月 日

（宛先）公立大学法人下関市立大学理事長

（申請者）住 所

氏 名 ⑩

（団体等の場合は、所在地・団体名・代表者名）

（自署の場合は押印不要）

電話番号

下記の理由により、固定資産使用料等の還付を申請いたします。

記

1. 許可書の番号 下市大 許第 号

2. 既納使用料額 円

3. 還付申請理由

以上

様式第2号（第3条関係）

公立大学法人下関市立大学固定資産使用料等還付通知書

年 月 日

申請者

様

公立大学法人下関市立大学理事長 ㊤

年 月 日付けで申請のあった固定資産使用料等の還付について、下記のとおり還付いたします。

記

1. 還付決定額 円

2. 還付方法

以上

様式第3号（第5条関係）

公立大学法人下関市立大学固定資産使用料等減免申請書

年 月 日

（宛先）公立大学法人下関市立大学理事長

（申請者）住 所

氏 名

⑩

（団体等の場合は、所在地・団体名・代表者名）

（自署の場合は押印不要）

電話番号

下記の理由により、固定資産使用料等の減免を申請いたします。

記

1. 所在地

2. 物 件

3. 使用期間 年 月 日から
 年 月 日まで

4. 減免申請理由

以上

様式第4号（第5条関係）

公立大学法人下関市立大学固定資産使用料等減免通知書

年 月 日

申請者

様

公立大学法人下関市立大学理事長 ㊟

年 月 日付けで申請のあった固定資産使用料等の減免について、下記のとおり減免いたします。

記

1. 所在地

2. 物件

3. 使用期間 年 月 日から
年 月 日まで

4. 減免する使用料等の額

規程の定めによる使用料の額に100分の を乗じて得た額

以上